

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行されました。同時に、「奈良県障害

のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」も施行されました。

◆この法律の目的は？

障がいのある人もない人もだれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現をめざ

します。障がいのある人からの申し出があったときは、合理的な配慮によって暮らし

の中からバリアを取り除いていきましょう。

◆合理的な配慮の身近な例

<p>目が見えないので 飲食店のメニュー が見られない</p>	<p>耳が聞こえないので 会話ができない</p>	<p>話を理解するのが 少し苦手</p>	<p>車いすなので高い ところに手が届かない</p>
<p>メニューやその内容を読んで説明 しましょう</p> 	<p>筆談や身ぶりなどで コミュニケーションを 取ってみましょう</p> 	<p>ゆっくりとわかりや すく説明しましょう</p> 	<p>手の届かない上の 方にある商品を取 って渡しましょう</p> 

かいしゃ みせ ふりえき とりあつか きんし ごうりてき はいりよ ていきよう もと
◆会社やお店は、「不利益な取扱い」の禁止と「合理的な配慮の提供」を求められています。

ふりえき とりあつか
【不利益な取扱い】

しょう りゆう ごうりてき りゆう ていきよう きよひ せいげん
障がい理由に合理的理由なくサービスの提供を拒否したり、制限することです。

ごうりてき はいりよ ていきよう
【合理的な配慮の提供】

しょう ひと なん はいりよ もと いし ひようめい ばあい かど
障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過度な

ふたん はんい ひつよう ごうりてき はいりよ
負担にならない範囲で、必要かつ合理的な配慮をすることです。

◆Q&A

さべつ かいしよう
Q. 差別を解消するには、まずどうしたらいいですか？

あんい あいて せ たが はな あ
A. 安易に相手を責めることなく、互いにどうすればよいかを話し合い、コミュニケーションを図りましょう。

しょう しゃ とくべつあつか ほうりつ
Q. 障がい者を特別扱いする法律なの？

しょう しゃ ゆうぐう あたら けんり
A. いいえ。障がい者を優遇したり、新しい権利をつくったりするものではありません。この法律は、憲法などで保障されている内容を同じように保障するためのものです。

ほうりつ たいしようしゃ しょう しゃ
Q. この法律で対象者となる障がい者は？

しょうがいしゃてちょう も しょう ひと たいしよう
A. 障害者手帳を持っていなくても、障がいのあるすべての人が対象となります。

ならしでは、しょうがいをりゆうとするさべつかいしょうさまたかいしょうはか
め、ひつようけいはつかつどうとりく
め、必要な啓発活動に取り組んでまいります。

さんこう
【参考】

ないかくふしょうがいりゆうさべつかいしょうすいしん
＜内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」＞

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

ならけんならけんしょうがいひとひとくしゃかいじょうれい
＜奈良県「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例につ
て」＞

<http://www.pref.nara.jp/39656.htm>